

原 著

しよくにほんぎ
『続日本紀』にみる奈良時代の医療福祉

Health care and welfare in the Nara period presented in
Shoku-Nihongi

鈴木 英 鷹

要約：『続日本紀』は『日本書紀』の後をうけ8世紀末に成立した勅撰史書で、文武天皇元年（697）から延暦10年（788）まで9代の天皇の治世を収録する。『続日本紀』は素材史料も律令公文を中心とするため内容の信頼性が高く、『日本書紀』を継ぐ国史として8世紀の根本史料であり、豊富な宣命・大仏開眼の盛儀・奈良時代の継起した政変などみるべき内容が多い。このようなことから、今回、『続日本紀』から医事法制や医療に関する記事を抄出し、年表を作成した。『続日本紀』を資料とした奈良時代医学史研究の論文は散見されるが、『続日本紀』の医学関係記事を年表にした論文は殆どないので、本研究では奈良時代の医事法制や医療の特徴を明らかにした。

Key Words： 続日本紀、奈良時代、医学史、律令、天皇

1 はじめに

奈良時代の医学に関しては、富士川游博士の名著『日本醫學史』をはじめ、諸家の論攷また少なしとしないが、しかしながら、その多くは全医学史の一部としてこれに触れられたのに過ぎず、奈良時代の医学を主題とした述作は僅少である。その一つに昭和20年に著された服部敏良博士の「奈良時代医学史の研究」が挙げられる¹⁾。

服部博士はその序文の中で「・・・醫學と時代の文化及び思潮との關聯につき考察を試みたものがないのを遺憾とし、自らはからず本篇の

攷究執筆を進め、斯學界に幾ばくかの寄與をなさんことを志した。・・・」と述べているが、「醫學と時代の文化及び思潮との關聯につき考察を試みたものがない」ことは、必ずしも諸家の責任ではないと著者は考えるのである。その理由として文献記述の不十分さが挙げられる。確かに奈良時代には『万葉集』『風土記』をはじめとして多くの文献があるが、医事に関する記述は少ないか、言及されていても不十分である。更なる理由として、奈良時代には個人が残した日記や記録がないことである。次の平安時代には『小右記』『御堂関白記』など多くの日記や記録から医学関係記事を抄出し、それを『日本紀略』等の文献と突き合わせて検討することも可能であるが、奈良時代ではそれも叶わないので、奈良時代の医学史研究では碩学の業績の追従に終わる危険性もある。

Hideo Suzuki
大阪河崎リハビリテーション大学
リハビリテーション学部
E-mail: suzukih@kawasakigakuen.ac.jp

『続日本紀』は『日本書紀』の後をうけ8世紀末に成立した勅撰史書で、文武天皇元年(697)から延暦10年(788)まで9代の天皇の治世を収録する。『続日本紀』は素材史料も律令公文を中心とするため内容の信頼性が高く、『日本書紀』を継ぐ国史として8世紀の根本史料であり、豊富な宣命・大仏開眼の盛儀・奈良時代の継起した政変などみるべき内容が多い²⁾。このようなことから今回、『続日本紀』から医事法制や医療に関する記事を抄出し、年表を作成した。『続日本紀』を資料とした奈良時代医学史研究の論文は散見されるが、『続日本紀』の医学関係記事を年表にした論文は殆どないので、本研究は奈良時代の医事法制や医療の特徴を明らかにすることに寄与するものとする。

2 方法と結果

『続日本紀』については新日本古典文学体系(岩波書店刊)の『続日本紀』全5巻を基本文献として、文武天皇から光仁天皇時代の医学関係記事を抄出した。尚、文武天皇は藤原京時代に相当するが平城京前史として重要なので年表に含めた。また必要に応じて日本思想体系(岩波書店刊)の『律令』を参照とした。

その結果、医学関係記事を抄出し、これをもとに表1から表13の年表を作成した。

3 考察

3-1 ; 仏教系医学について

従来から奈良時代の医学には2つの柱があるといわれており、始めにこれについて解説する。2つの柱とは仏教系医学と中国系医学である。はじめに仏教系医学について述べる。

奈良時代、当時の僧侶は基礎教養として五つの学問を学ぶべきとされ、これを五明ごみょうといい(明とは学問のことである)、五明とは声しょうみょう明、

因明いんみょう、内明ないみょう、工巧明くぎょうみょう、医方明いほうみょうであるという。

よく僧を讃えるのに「妙しく三蔵の玄宗に通じ、広く五明の微旨を談ず」(懐風藻)といわれる如く、五明に通じていることが讃仰の対象とされている。五明については井上円了の『外道哲学』³⁾や服部敏良博士の『釈迦の医学』⁴⁾に詳説されている。声明とは、現在では節の付いた御経を指すが、元来、声に関わる学問であるので奈良時代は文法学を学ぶことであった。次に因明であるが、物事は原因があるので結果がある、これを因果律(神道では種の理という⁵⁾)というが、この因果律を論理的に説明する学問(論理学)が因明である。内明とは仏教の教義を学ぶことである。工巧明とは仏像や建物など、形を如何にしてつくるかを学ぶことである。工巧明で活躍した僧侶として行基や道慈の名が挙げられよう。道昭の弟子である行基は中国に渡り土木を学んで帰国し、農耕地を増やすために全国を行脚し、行基の影響で約千人が帰依したという。また道慈は中国に渡り、寺の図面を持って帰り、東大寺ができるまでは一番大きい官立の寺であった大安寺を建てたことで知られている。医方明とは医学・薬学である。僧侶の学ぶ学問の究極的目的は言うまでもなく、人助けにあるが、それを具象化する一番手っ取り早い方法は医学である医方明を学ぶことであった。奈良時代の文化が仏教と至大なる関係を有していたことは、敢て贅言を要しないところで、当時大陸文化の輸入及びその国内普及の任に当たったのは、僧侶であった。従って、当時の僧侶は外国文化の最も有力なるまた最も優秀なる把握者であったといえよう。仏教經典に於いて看病が特に重視されている事実があり、従って經典を日夜読誦しつつあった僧侶が、或る程度の医学的知識を具有していたであろうことも、用意に諒解し得る所である。

しかしながら、奈良時代においては、疾病を治療するのに、医薬の力に依るよりも、寧ろ神

仏に祈誓し、或は加持祈祷によって之を治そうとする風が盛んであった。この背景として、仏教が日本に伝来し、それが受容されるにあたっては教理の理解によるのではなく、呪術的な効験、即ち治病を期待してのことであったと新村は指摘している⁶⁾。僧尼令に於ても、「凡そ僧尼、吉凶を卜ひ相り、及び小道、巫術して病療せらば、皆還俗。其れ仏法に依りて、咒を持して疾を救はむは、禁むる限に在らず」と規定され、僧侶が仏法の力によって病苦を救うことは、敢て禁じないで之を許可していたが、僧侶の加持祈祷は愈々盛んとなり、遂には社会の治安をも攪乱するものもあった。当時の風潮は、『続日本紀』の養老元年4月の詔、「僧尼は、仏道に依りて、神呪を持して溺るる徒を救ひ、湯薬を施して痼病を癒すこと、令に聴す。方に今、僧尼輒く病人の家に向ひ、詐りて幻怪の情をり、戻りて巫術を執り、逆に吉凶を占ひ、毫穉を恐り脅して、稍く求むること有らむことを致す。如し重き病有りて救ふべくは、淨行の者を請し、僧綱に経れ告げて、三綱連署して、期日に赴かしめよ」からも窺え、この詔からも、僧侶は一方加持祈祷により、他方その医学的知識を応用し病者の治療に当たったことは明らかである。

一方、官の行っていた医学専門教育制度等に関しては医疾令にみる事ができる。医疾令では、医療関係の職員の任用・考課、諸学生の教育・課試、薬園の運営、採薬・投薬など、医薬全般にわたる諸規定を定めていた。医師の教育が国家によって行われたことは、我が国の医学の発展に大いに寄与したのであって、たとえば後の江戸時代に於ける如き私的の教育と制度によっていたとすれば、奈良時代医学の発達には極めて微々たるものとなったであろうと考えられる。当代、医師といえは醫生となつて官醫となつた者をいうが、一方、醫生とならずして、自ら学習して医療を解する、所謂民間醫が存在

していたことは想察に難くない。しかしながら民間醫に関する記録がないので、詳細の検討は困難であるが、奈良時代に於いては、後述の僧医及び看病僧の出現がその特徴とされるのであるから、醫生とならずして医療行為を行なつた者があつても不思議ではない。

また、特殊技能を持つ僧を還俗させて延臣として仕奉させることがしばしば行われ、『続日本紀』文武天皇4年6月の記事には、「僧通徳・恵俊に勅して並に還俗せしめたふ。代へ度すること各一人。通徳には姓陽侯史、名久爾會を賜ひ、勤広肆を授く。恵俊には姓吉、名は宜。務広肆を授く。その藝を用ひむが為なり」とある（恵俊、還俗して吉宜は医術が特殊技能であった。吉宜は後に吉田連宜となる）。『続日本紀』養老5年正月、学業の優れた者を褒賞する詔「医卜・方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし」では、医術の従五位上吉田連宜に対して絁十屯、糸十絢、布廿端、鍬廿口が下賜されている。

僧侶は加持祈祷と仏教經典より得られる医学的知識を用い、病者の治療に当たったことは明らかであり、殊に当時大陸文化の輸入普及者として、社会文化の先端にあつた僧侶が上流社会に於いて高く評価されていたことは容易に推察できる。彼らはずいには宮中に入り、看病僧として、天皇をはじめ皇族の看護に奉仕していく。看病僧についての記事を『続日本紀』から抄出してみると、天平勝宝8歳5月の勅「禪師法榮は、立性清潔、持戒第一にして、甚だ能く看病す。此れに由りて、辺地に請して医薬に侍らしむ。太上天皇、験を得たまふこと多数にして、信重人に過ぎ、他の医を用ひたまはず」にあるように、法榮は聖武天皇の信任が厚かつた。また天平勝宝8歳5月の勅「先帝陛下の奉為に屈請せる看病の禪師一百廿六人は、当戸の課役を免すべし。但し、良弁・慈訓・安寛の三の法

師は、並に父・母の両戸に及ぼせ。然してその限りは僧の身終るまで。また和上鑿真、小僧都良弁、花巖講師慈訓、大唐の僧法進、法華寺鎮慶俊、或は学業優富、或は戒律清浄にして、聖代の鎮護に堪え、玄徒の領袖と為り。加以、良弁・慈訓の二の大徳は、先帝不豫の日に当り、自ら心力を尽して昼夜に労働しき。これが徳に報いむと欲ふ、朕が懐極り罔し。和上・小僧都に大僧都を拜せしめ、花巖講師に小僧都を拜せしめ、法進・慶俊を並に律師に任すべし」にあるように、看病禪師には課役が免ぜられていた。また宝亀3年3月の記事「禪師秀南・広達・延秀・延恵・首勇・清浄・法義・尊敬・永興・光信、或は持戒の称むるに足り、或は看病に声を著す。詔して、供養を充て、並にその身を終へしめたまふ。当時、称して十禪師とす。その後、闕ること有らば清行の者を択ひて補す」にあるように、十人の清僧が終身供養のもとで採用され、その後、この看病十禪師のうちで欠けることがあれば補すとされた。

看病僧が行った看病とは、陀羅尼と諸經典の読誦であったが、それ以上に彼らに期待されたのは山林修行で得られた呪験力であり、律令で禁ずる小道・巫術とは何ら内容に於いては大差がなかったという。看病僧の行った看病・治病術が呪験力であり、医師の行う治病術とは異なるものであったことは、『続日本紀』天平勝宝8歳4月「^{くすし}医師・^{くすし}禪師・官人、各一人を左右京・四畿内に遣して、^{ともがら}疹疾の徒を救療せしむ」で、疹疾の治療にあたって、僧と医とを派遣しそれぞれの方法で治病させていることによっても明らかである。

看病僧と並び、僧医と呼ばれた人々がいた。僧医とは、医薬知識を豊富に有して、しかもそれを用いて実際に治療を行い得る僧尼であって、奈良時代、僧医として名声を博したものに、法蔵、法連、鑑真が挙げられる。鑑真は我が国における戒律最初の弘通者であったが、一方また

医術に詳しく名医をもって仰がれた。『続日本紀』天平宝字7年5月の記事は鑑真の物化（死亡）を扱い、「大和上鑿真物化す。和上諳に誦して多く雌黄を下す。また、諸の薬物を以て真偽を名かしむ。和上一一鼻を以て別つ。一つも錯失ること無し。聖武皇帝、これを師として戒を受けたまふ。皇太后の不忿に及びて、進れる医薬、驗有り」とある。

以上、奈良時代の医学の一つの柱である仏教系医学について概観したが、もう一つの柱である中国系医学について概説する。

3-2 ; 奈良時代の医学のもう一つの柱である中国系医学

奈良時代の医学に影響を与えた中国系医学とは、道教の医学的部門である。道教の根本は不老長寿にあり、これについて、窪徳忠は道教を「古代の民間信仰を基盤とし、神仙説を中心として、それに道教・易・陰陽・五行・^{しんい}讖緯・医学・占星等の説や巫の信仰を加え、仏教の体裁や組織にならってまとめられた、不老不死を主な目的とする現在利益的な宗教」と定義している⁷⁾。そして道教の内容を、1) 教学部門、2) 方術的部門（呪い・符・予言・はらい・祈祷の儀式や儀礼）、3) 医術的部門（^{へきこく}辟穀・^{ふくじ}服餌・調息・導引・房中）、4) 倫理部門、に分けて説明をしている。ただ、日本に於いては教団としての道教（教団道教）が成立しなかったのは、修験道が中国における道教の果たしていた社会的機能を代行していたからと結論している。

また下出の研究により、日本の古代社会に教団道教ではなく民間道教が定着していたことがほぼ明らかとなった⁸⁾。その主張を箇条書きにすれば、1) 道教は大陸において5世紀初頭までに宗教組織を整えて教団を形成し、寺院に当たる道観を中心に道士によって維持されていた。これを教団道教とすると、民衆の間には、一般に行われていた一切の道教的信仰や呪術（道術）

を中心とする民間道教というべきものが存在した。日本において教団道教は成立せず民間道教のみが伝わった。2) 教団道教、民間道教はともに、道術と神仙思想を二つの柱とする。3) 律令国家は道術を否定する立場をとった。

道術の否定については、『続日本紀』天平元年4月の勅、「異端を学び習ひ、幻術を蓄へ積み、^{まじもの と ご} 壓魅呪詛ひて百物を ^{そこな} 害ひ傷る者有らば、首は斬、従は流。如し山林に停まり住み、詳りて仏の法を道ひ、自ら教化を作し、伝へ習ひて業を授け、書符を封印し、薬を合せて毒を造り、万方に怪を作し、勅禁に違ひ犯す者有らば、罪亦此くの如くせよ。・・・」にみられ、^{えん} 壓魅・^{じゅそ} 呪詛や妖書・妖言は禁断され、太一・雷公式は禁書とされた。先程、窪徳忠の解説で「教団としての道教（教団道教）が成立しなかったのは、修験道が中国における道教の果たしていた社会的機能を代行していたから」と紹介したが、律令国家は最初から修験道を容認したわけではなく、修験道の開祖の役君小角は伊豆島に配流されている（『続日本紀』文武天皇3年5月、「役君小角、伊豆嶋に流さる」）。しかし全ての道術が否定されたのではなく、天文などの方術や^{てんやくりょう} 医術などは容認された。尚、典薬寮には呪禁博士と呪言生がおり、『続日本紀』天平4年10月「外従五位下物部韓国連広足を典薬頭」の記事にある韓国連広足は、修験道の祖といわれる役小角の弟子であったという。

道教の目的は不老長生にあるので、当然のことながら医術的部門がもっとも重要視された。この部門は、①辟穀（五穀を食わず草根木皮から食料をつくる）、②服餌（種々の仙薬の作り方とその服用法）、③調息（呼吸法）、④導引（一種の按摩で現在の柔軟体操のようなものを含む）、⑤房中（男女の相愛術）に分かれ、服餌が最も重要である⁹⁾。

不老不死を得るための仙薬として第一に挙げられるのが丹と金液である。丹は主成分が硫化

水銀であり、水銀には不死の効能があると考えられた。また水銀や金以外で仙薬をつくる材料として、玉石が草木よりも重要視された。『続日本紀』では玉石関係の記事を抄出してみると、文武天皇2年6月「近江国、^{びやくばんじやく} 白礬石を献る」、同年9月「近江国をして^{こんじょう} 金青を献らしむ。伊勢国は^{すさ} 朱沙・^{おうおう} 雄黄、常陸国・備前・伊豫・日向の四国は朱沙、安藝・長門の二国は金青・緑青、豊後国は^{まそほ} 真朱」、文武天皇3年3月「下野国、^{しおう} 雌黄を献る」、和銅6年5月「大倭・参河をして並に^{みずがね} 雲母を献らしむ。伊勢は水銀。相模は石流黄・白礬石・黄礬石。近江は慈石。美濃は^{せきりゅうおう} 青礬石。飛騨・若狭は並に礬石。信濃は石流黄。上野は金青。陸奥は^{はくせきえい} 白石英・雲母・石流黄。出雲は^{おうばんじやく} 黄礬石。讃岐は白礬石」とあり、いずれの鉱物も薬用となりうるものである。殊に朱砂、真朱は水銀であることに注目したい。

さてここで玉石を主原料とする仙薬の服用が、実際に天皇をはじめとする貴族社会で行われていたか否かについて、^{かんしょくざん} 寒食散を題材に検討してみよう。強精強壯、神経刺激作用があるといわれている寒食散の材料は5つの石薬、すなわち^{しせきえい} 紫石英、^{しやくせきし} 白石英、^{しやくせきし} 赤石脂、鐘乳、石硫黄であり、この組成はいわゆる体を熱する熱薬である。またこの中毒を解消する目的で、当然、寒薬（朴硝、芒硝、石膏、凝水石、硝石、齒鹹等）が用いられる。魏晉に始まり唐末宋初に至る数百年間に亘る中国における服石の風習は、隋唐との交易の盛んであった奈良時代に我国に波及しない筈はなかったと考えられる。その根拠となる資料として、^{しゅじゅやくちょう} 『種々薬帳』が挙げられる。『種々薬帳』は聖武天皇の七七忌に際して光明皇太后によって東大寺に献納された薬物の一覧であるが、この中に寒食散の原料である、鐘乳床、赤石脂、白石英が記載されており、また同時に、また寒食散中毒を治すのに用いられた^{きんせきりょう} 解散薬であるところの^{せきすいひょう} 金石陵、^{しせつ} 石水氷、紫雪が見受けられる¹⁰⁾。このように金石陵以下の解

散薬が『種々薬帳』にみえることは、逆に寒食散の服用が行われていたことの何よりの証拠であろう。また寒食散には強精強壯、神経刺激作用があることは、奈良時代の医学に於いて、精神に働きかける薬物の存在を示唆するもので興味深い。

3-3 ; 奈良時代の医薬・医療記事について

『続日本紀』にみられる医薬・医療関係の記事をいくつか抄出してみると、703年（大宝3）3月の記事、「令に依るに、「国博士は部内と傍の国とより取り用ゐよ」といへり。然れども故きを温ねて新しきを知るは、その人有らむこと希なり。若し傍の国に人の採り用ゐるべき無くは、（式部）省に申せ。然して後に省選擬して、更に処分を請へ。…」では、各地方に医療の責任者である国博士において、医療行政が行われていたことがわかる。

718年（養老2）12月、（詔）「・・・その癡疾の徒の、自存すること能はぬは、量りて脈^{しんじゅつ}を加へよ。仍て長官をして自ら慰問し、兼ねて湯薬を給はしむ。・・・」は、癡疾者に対して脈^{しんじゅつ}を加えている記事である。脈^{しんじゅつ}ないし脈^{しんきゅう}給とは慈恵的な救貧対策であり、ここに福祉の原型をみることができる（支給の品は穀のほか糟・薬酒・湯薬などであったという）。この記事をはじめ、養老4年8月、天平7年5月、天平7年11月、天平8年7月、天平11年2月、天平宝字4年5月の記事も類似の内容である。養老戸令第7条では有疾者を三等^{ざんしつ}級^{はいしつ}（^{とく}残^{しつ}疾^{てんきょう}・^{とく}廢^{しつ}疾^{てんきょう}・^{とく}篤^{しつ}疾^{てんきょう}）に分けて規定している（この中に癡^{てんきょう}狂^{てんきょう}という病名が記載されている）。（戸^こ令^{りょう}7）凡そひとつの目盲。両つの耳聾。手に二つの指無く、足に三つの指なく、手足に大きな拇^げ指^{じゅう}無く、禿^{たい}は^{よう}瘡^{しやう}にして髪無く、久^げ濡^{じゅう}、下^{だい}重^{よう}、大^{たい}癩^{しやう}、此の如き類は、皆^{おろか}残^か疾^{ひと}と為よ。癡^{おふし}、癩^{ひき}、侏^{ひき}儒^{ひと}、腰背折れたらむ、一つの支^あ廢^くれたらむ、此の如^あき^く類^{しつ}は皆^{てん}廢^{きょう}疾^{しつ}と為よ。惡^{あく}疾^{しつ}、癡^{てん}狂^{きょう}、二つの支

廢れたらむ、両つの目盲、此の如き類は皆篤疾と為よ。これらについて解説を加えると、殘疾とは「片目の見えない者。両耳の聞こえない者。手に二指がない者、足に三本指がない者。手足に親指がない者。できもの（白癬あるいは癩病）ができて禿になり、髪のない者。濡る病（身体から膿が出て止まらない状態）。下重（陰囊が腫大して歩行困難となる状態。陰囊水腫など）。大癩瘡（癩は頸部の腫瘍、瘡は足の腫瘍。大癩瘡はその大きなもの）」であり、廢疾とは「癡（精神遲滞）。癩（発語不能の状態）。侏儒（小人症）。腰背部脊椎の損傷。手足のうち一本が動かないもの」であり、篤疾とは「惡疾（癩病）。癡狂。手足のうち二本を失ったもの。両目の見えない者」である。篤疾の中に癡狂という病名がみられるが、癡狂の説明は養老律令の本文にはなく、養老律令の公定解釈書である『^{りょうのぎ}令^け義解』に記載がある。これによると癡狂とは「癡^{てん}というは、発するとき地にたおれ涎沫を吐き、覚ゆることなきなり。狂はあるいは妄し、自ら高賢とし、聖神と称するなり」としている。癡^{てん}については癡^{てん}癩^{らん}の大発作、今日については躁病や統合失調症の精神運動興奮や誇大妄想を思わせる記述である（この癡^{てん}狂^{らん}についての解釈は、次の平安時代の貞観年間（859—876）に成立した『^{りょうのしゅう}令^げ集解』には「癡^{てん}狂^{らん}とは癡^{てん}病^{らん}、狂^{らん}病^{らん}の2種の病をいう。癡^{てん}疾^{らん}は妊娠中に母親が驚くことがあるとその気が上って下らなくなるために起こる。10歳以上を癡^{てん}とし、10歳以下を癩^{らん}という」とあり、癡^{てん}と癩^{らん}と狂^{らん}を区別している）。養老律令戸令、賦役令、獄令では、殘疾・廢疾・篤疾の等級に応じて、課役や科刑の上で種々の特典が与えられていた。

719年（養老3）6月、「神祇官の宮主、左右大舍人寮の別勅の長上、画工司の画師、雅楽寮の諸師、造宮省・主計寮・主税寮の竿師、典藥寮乳長上、左右衛士府の医師、左右馬寮の馬医らをして始めて笏を把らしむ」を検討してみ

る。当時、薬物を扱っていた役所は2つあり、1つは宮内省典薬寮、もう1つは中務省内薬司であった。典薬寮は宮中の薬物を扱っていた。乳長上は職員令にはみえないが、牛乳を扱う専門職であり、当時牛乳は栄養があると考えられていた。左右衛士府の医師から役所には医者置いていたこと、馬医から獣医が存在していたことがわかる。

721年（養老5）正月、「・・・医ト・方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし」の記事から、医術を広めるために成績優秀の者に対して褒美を与えている。

722年（養老6）11月、「始めて女医の博士を置く」の記事は、女医の養成についての記事である。女医の博士とは女医を養成する責任者である男性の医博士のことである。女医の養成は中務省が担当し、優秀な若い女性を毎年30人集め、内薬司の側に別院を造って住ませ、産科を始め、内科・外科の一応の医療をそれぞれ専門の医師が医学書を読ませることなく口述で教育し、毎月医博士が試験し年度末には内薬司が試験して、7年以内に終了させることになっていた。

726年（神亀3）6月、「・・・医・薬を左右京、四畿と六道の諸国とに遣して、この類を救ひ療して咸く安寧を得しめ、病の軽重に依りて、穀を賜ひて賑恤すべし・・・」の記事では、六道すなわち全国の長期療養者や重病人に医療を施し食物を与えて救済を命じている。この記事から病気には医薬のみならず栄養も大切であるとの考えが窺える。

730年（天平2）4月、「始めて皇后宮職に施薬院を置く。諸国をして職封并せて大臣家の封戸の庸の物を価に充て、草薬を買ひ取りて毎年に進らしむ」の記事から、天皇の考えのもとに施薬院を置いたことがわかる。施薬院は病者

に薬を施し、治療する施設である。正倉院文書に、施薬院が東大寺正倉に収蔵する人参・桂心等の薬物の出庫を申請した文書が残されている。

4 おわりに

医学史研究は画期的な成果も得にくく地味な研究である。ビスマルクの「賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ」の言葉を味わい、一人でも多くの医療人が医学史に興味をもたれることを祈念するものである。

5 文献

- 1) 服部敏良. 奈良時代医学史の研究. 東京: 吉川弘文館; 1945. p.3-4.
- 2) 遠藤慶太. 平安勅撰史書研究. 三重: 皇學館大学出版部; 2006. p.1-3.
- 3) 井上円了. 五明論. In: 東洋大学井上円了記念学術センター編. 井上円了選集第22巻. 東京: 東洋大学; 2003. p.81-107.
- 4) 服部敏良. 釈迦の医学. 東京: 黎明書房; 1982. p.45-49.
- 5) 浅見宗平. ふしぎな記録第10巻. 千葉: 自由宗教一神会出版部; 1995.
- 6) 新村 拓. 日本医療社会史の研究. 東京: 法政大学出版局; 1985. p.344-345.
- 7) 窪徳忠. 道教. In: 宇野精一編. 講座東洋思想3. 東京: 東京大学出版会; 1980.
- 8) 下出積与. 神仙思想. 東京: 吉川弘文館; 1968.
- 9) 和田 萃. 日本古代の儀礼と祭祀と信仰 中. 東京: 塙書房; 1995. p.98.
- 10) 益富壽之助. 正倉院薬物を中心とする古代石薬の研究 (正倉院の鈎物 I). 奈良: 日本礦物趣味の会; 1958. p.21-22.

表1

西暦	年号	天皇	事項
698	文武天皇2年	文武	<p>正月、土左国、牛黄を献る。</p> <p>3月、因幡国、銅の鉾を献る。</p> <p>3月、越後国、疫を言す。医・薬を給ひて救はしむ。</p> <p>4月、近江・紀伊の二国疫す。医・薬を給ひて療さしむ。</p> <p>6月、近江国、白礬石を献る。</p> <p>7月、伊豫国、白なまりを献る。</p> <p>7月、伊豫国、なまりの鉾を献る。</p> <p>9月、周芳国、銅の鉾を献る。</p> <p>9月、近江国をして金青を献らしむ。伊勢国は朱沙・雄黄、常陸国・備前・伊豫・日向の四国は朱沙、安藝・長門の二国は金青・緑青、豊後国は真朱。</p> <p>11月、伊勢国、白なまりを献る。</p> <p>11月、下総国、牛黄を献る。</p>
699	文武天皇3年	文武	<p>正月、林坊の新羅が女牟久売、一たびに二男、二女を産みつ。</p> <p>3月、下野国、雌黄を献る。</p> <p>5月、役君小角、伊豆嶋に流さる。</p>
700	文武天皇4年	文武	<p>2月、丹波国をして錫を献らしむ。</p> <p>3月、道照和尚物化りぬ。…登州に至るに及びて、使の人多く病めり。(道照)和尚鑑子を出し、水を暖め粥を煮て、遍く病める徒に与へたるに、当日に即ち差えぬ。…</p> <p>3月、(道照を)栗原に火葬せり。天下の火葬此れより生まれり。</p> <p>11月、大倭国、葛上郡鴨君梗売、一たびに二男、一女を産みつ。</p> <p>12月、大倭国疫す。医・薬を賜ひて救はしむ。</p>
702	大宝2年	文武	<p>2月、越後国疫す。医・薬を遣して療さしむ。</p> <p>6月、上野国疫す。薬を給ひて救はしむ。</p>
703	大宝3年	文武	<p>3月、(制)「令に依るに、「国博士は部内と傍の国とより取り用ゐよ」といへり。然れども故きを温ねて新しきを知るは、その人有らむこと希なり。若し傍の国に人の採り用ゐるべき無くは、(式部)省に申せ。然して後に省選擬して、更に処分を請へ。…」</p> <p>3月、信濃・上野の二国、疫す。薬を給ひて療さしむ。</p> <p>5月、相模国疫す。薬を給ひて救はしむ。</p> <p>9月、僧法蓮に豊前国の野-町を施す。医術に褒むればなり。</p>
704	慶雲元年	文武	<p>3月、信濃国疫す。薬を給ひて療さしむ。</p> <p>5月、高年と老疾とに並に賑恤を加ふ。</p> <p>6月、河内国古市郡の人高屋連薬女、一たびに三男を産みつ。</p> <p>7月、(詔)「京師の高年の八十已上には、咸く賑恤を加へよ」とのたまふ。</p> <p>是の年の夏、伊賀・伊豆の二国疫す。並に薬を給ひて療さしむ。</p>

表2

西暦	年号	天皇	事項
705	慶雲2年	文武	8月、(詔)「・・・老病と鰥寡悽独との、自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ。・・・」とのたまふ。 10月、高年と、老疾・鰥寡悽独とを賑恤し、并せて当年の調の半を免さしめたまふ。 是の年、諸国廿、飢ゑ疫しぬ。並に医・薬を加へて賑恤せしむ。
706	慶雲3年	文武	閏正月、京畿と、紀伊・因幡・参河・駿河等との国、並に疫す。医・薬を給ひて療さしむ。 閏正月、勅して、神祇にり祈はしめたまふ。天下の疫病に由りてなり。 2月、山背国相楽郡の女鴨首形名、六児を三たびに産みつ。初に二男を産み、次に二女を産み、後に二男を産みつ。 3月、右京の人日置須太売、一たびに三男を産みつ。 4月、河内・出雲・備前・安藝・淡路・讃岐・伊豫等の国飢ゑ疫しぬ。使を遣して賑恤せしむ。 是の年、天下の諸国に疫疾ありて、百姓多く死ぬ。始めて土牛を作りて大きに儼す。
707	慶雲4年	元明	2月、諸国の疫に因りて、使を遣して大祓せしむ。 4月、天下疫し飢ゑぬ。詔して賑恤を加へしむ。但し丹波・出雲・石見の三国尤も甚し。幣帛を諸社に奉る。また、京畿と諸国との寺をして読経せしむ。 5月、美濃国言さく、「村国連等志売、一たびに三女を産みつ」とまうす。 7月、(詔)「・・・侍を給へる高年の百歳以上には、粃二斛賜へ。九十以上には一斛五斗、八十以上には一斛。・・・鰥寡悽独の自存すること能はぬ者を賑恤せむに、人別に粃一斛を賜へ。・・・」とのたまふ。 12月、伊豫国疫す。薬を給ひて療さしむ。
708	和銅元年	元明	正月、高年の百姓、百歳以上には粃三斛賜へ。九十以上には二斛、八十以上には一斛。・・・鰥寡悽独の自存すること能はぬ者に粃一斛賜へ。 2月、讃岐国疫す。薬を給ひて療さしむ。 3月、山背・備前の二国疫す。薬を給ひて療さしむ。 3月、美濃国安八郡の人、国造千代が妻、如是女、一たびに三男を産みつ。 4月、(制)「・・・また諸国の博士・医師ら、朝より遣し補せるは、考選一ら史生の例に准へよ。考第は各本色に従へ。若し土人と傍国とに取る者は、並に令条に依れ。・・・」といふ。 7月、但馬・伯耆の二国疫す。薬を給ひて療さしむ。 7月、京師の僧尼と百姓らの年八十以上とに粟賜ふ。百年には二斛、九十には一斛五斗、八十には一斛。
709	和銅2年	元明	正月、下総国疫す。薬を給ひて療さしむ。 6月、上総・越中の二国疫す。薬を給ひて療さしむ。 6月、紀伊国疫す。薬を給ひて療さしむ。

表3

西暦	年号	天皇	事項
710	和銅3年	元明	2月、信濃国疫す。薬を給ひて救はしむ。
711	和銅4年	元明	5月、尾張国疫す。医・薬を給ひて療さしむ。 7月、山背国相楽郡狛部宿禰奈売、一たびに三男を産みつ。 11月、(詔)「・・・畿内の百姓の年八十以上と孤独の自存すること能はぬ者とは、衣服・食物を賜ふ。・・・」とのたまふ。
712	和銅5年	元明	2月、詔して、京畿の高年と、鰥寡悽独の者とは、綿・綿・米・塩を賜ふこと各差有り。高年の僧尼にも亦、同じく施す。 5月、駿河国疫す。薬を給ひて療さしむ。
713	和銅6年	元明	2月、志摩国疫す。薬を給ひて救はしむ。 4月、大和国疫す。薬を給ひて救はしむ。 5月、(制)「・・・若し齒縦心に及び、気力-弱、筋骨衰耗して、神識迷ひ乱れ、また、久しく重き病に沈み、起居漸まず、狂言を発し、時務に益无き、此の如き類、心素を披き訴へ、田に帰りて命を養はむとせば、理に聴すべし。・・・」といふ。 5月、大倭・参河をして並に雲母を献らしむ。伊勢は水銀。相模は石流黄・白礬石・黄礬石。近江は慈石。美濃は青礬石。飛騨・若狭は並に礬石。信濃は石流黄。上野は金青。陸奥は白石英・雲母・石流黄。出雲は黄礬石。讃岐は白礬石。
714	和銅7年	元明	5月、土左国の人物部毛虫咩、一たびに三子を産みつ。 6月、諸の老人歳百以上に穀伍斛を賜ふ。九十以上に参斛。八十已上に壹斛。・・・鰥寡悽独と篤疾・重病の徒との、自存すること能はぬ者には、所司、量りて賑恤を加へしむべし。
715	霊龜元年	元正	9月、高年と、鰥寡悽疾の徒の自存すること能はぬ者とは、量りて賑恤を加ふ。12月、常陸国久慈郡の人占部御蔭女、一たびに三男を産みつ。
716	霊龜2年	元正	5月、(制)「大学・典薬の生ら、業成り立たぬに、妄に薦挙を求む。かくの如き徒は、今より以去、国博士と医師とに補任すること得じ」といふ。
717	養老元年	元正	4月、(詔)「・・・僧尼は、仏道に依りて、神呪を持して溺るる徒を救ひ、湯薬を施して痼病を癒すこと、令に聴す。方に今、僧尼輒く病人の家に向ひ、詐りて幻怪の情をり、戻りて巫術を執り、逆に吉凶を占ひ、耄穉を恐れ脅して、稍く求むること有らむことを致す。・・・如し重き病有りて救ふべくは、淨行の者を請し、僧綱に経れ告げて、三綱連署して、期日に赴かしめよ・・・」とのたまふ。 6月、素姓仁斯、一たびに三女を産みつ。

表4

西暦	年号	天皇	事項
717	養老元年	元正	11月、(詔)「・・・因て当者郡多度山的美泉を覽て、自ら手面を盥ひしに、皮膚滑らかなるが如し。亦、痛き処を洗ひしに、除き愈えずということ無し。朕が躬に在りては、甚だその験有りき。また、就きて飲み浴る者、或は白髪黒に反り、或は頰髪更に生ひ、或は闇き目明らかなるが如し。自餘の痼疾、咸く皆平愈せり」とのたまふ。 11月、天下の老人年八十已上に、位一階を授く。・・・百歳已上の者には、絁三疋、綿三疋、布四端、粟二石を賜ふ。九十已上の者には、絁二疋、綿二疋、布三端、粟一石五斗。八十已上の者には、絁一疋、綿一疋、布二端、粟一石。・・・鰥寡悛独と疾病の徒との、自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加ふ。仍て長官をして親自ら慰問し、湯薬を加給せしむ。
718	養老2年	元正	12月、(詔)「・・・その痼疾の徒の、自存すること能はぬは、量りて賑恤を加へよ。仍て長官をして親自ら慰問し、兼ねて湯薬を給はしむ。・・・」とのたまふ。
719	養老3年	元正	6月、神祇官の宮主、左右大舎人寮の別勅の長上、画工司の画師、雅楽寮の諸師、造宮省・主計寮・主税寮の竿師、典藥寮乳長上、左右衛士府の医師、左右馬寮の馬医らをして始めて笏を把らしむ。 9月、始めて衛門府に医師一人を置く。
720	養老4年	元正	正月、始めて授刀舎人寮に医師一人を置く。 8月、(詔)「右大臣正二位藤原朝臣、疹疾漸く留りて、寢膳安からず。・・・その平復を思ふに、計、出さむ所無し。天下に大赦して患ふ所を救ふべし。・・・その痼疾の徒の、自存すること能はぬ者には量りて賑恤を加へよ。因て、長官に命せて、親自ら慰問して量りて湯薬を給ひ、勤めて寛優に従はしむ・・・」とのたまふ。
721	養老5年	元正	正月、(詔)「・・・医ト・方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし」とのたまふ。 5月、太上天皇不豫したまふ。天下に大赦す。 5月、(詔)「太上天皇、聖体不豫したまひて、寢膳日に損はる。この念を至す毎に、心肝裂くるが如し。思ふに、三宝に帰依して平復せしめむと欲ふ。・・・」とのたまふ。 6月、(詔)「沙門法蓮は、心、禪枝に住み、行、法梁に居り。尤も医術に精くして、民の苦しみを濟ひ治む。善きかな、若のごとき人。何ぞ褒め賞まざらむ」とのたまひて、その僧の三等以上の親に宇佐君の姓を賜ふ。 6月、始めて左右兵衛府に医師各一人を置く。
722	養老6年	元正	7月、(詔)「・・・高年の徒には、勤めて存撫を加へよ。・・・」とのたまふ。 11月、始めて女医の博士を置く。
723	養老7年	元正	10月、(詔)「按察使の治むる国には、博士・医師を補し、自餘の国の博士は並に停めよ」とのたまふ。

表5

西暦	年号	天皇	事項
724	神亀元年	聖武	2月、(詔)「・・・高年百歳已上には穀一石九斗、九十已上には一石、八十已上、并に悞独の自存すること能はぬ者には五斗を賜へ・・・」とのたまふ。 7月、(詔)「冤を除き祥を祈ることは、必ず幽冥に憑り、神を敬ひ仏を尊ぶることは、清浄を先とす・・・」とのたまふ。
726	神亀3年	聖武	6月、(詔)「・・・医・薬を左右京、四畿と六道の諸国とに遣して、この類を救ひ療して咸く安寧を得しめ、病の軽重に依りて、穀を賜ひて賑恤すべし・・・」とのたまふ。 7月、(詔)「太上天皇の不豫、稍く二序を経たり。天下に大赦して、疹疾の徒に量りて湯薬を給ふべし」とのたまふ。
727	神亀4年	聖武	3月、因て五衛府と授刀寮との医師已下、衛士に至るまでに布を賜ふ。
728	神亀5年	聖武	8月、(勅)「皇太子の寝病、日を経れど愈えず。三宝の威力に非ぬよりは、何ぞ能く患苦を解き脱れむ・・・」とのたまふ。 8月、諸国の史生・博士・医師の員、并せて考選の叙の限を改め定む。・・・博士・医師は八考を以て成選す。・・・医師は国毎に補す。
729	天平元年	聖武	正月、八十已上の者には絁十疋、綿廿屯、布卅端。七十已上の者には絁六疋、綿十屯、布廿端。 4月、(勅)「・・・異端を学び習ひ、幻術を蓄へ積み、壓魅呪詛ひて百物を害ひ傷る者有らば、首は斬、従は流。如し山林に停まり住み、詳りて仏の法を道ひ、自ら教化を作し、伝へ習ひて業を授け、書符を封印し、薬を合せて毒を造り、万方に怪を作し、勅禁に違ひ犯す者有らば、罪亦此くの如くせよ。・・・」とのたまふ。 8月、天下の百姓の高年八十已上と孝子・順孫・義父・節婦と、鰥寡悞独の、疹疾して自存すること能はぬ者とは和銅元年の詔に依る。
730	天平2年	聖武	3月、太政官奏して併さく、「・・・性識聡慧にして藝業優長なる者、十人以下五人以上の専め学問に精しきを選び、善き誘を加へむことを。仍て夏・冬の服、并せて食料を賜はむ。また、陰陽・医术と七曜・頒曆等との類は、国家の要道、廃め闕ること得ず。・・・」とまうす。 4月、始めて皇后宮職に施薬院を置く。諸国をして職封并せて大臣家の封戸の庸の物を価に充て、草薬を買ひ取りて毎年に進らしむ。
731	天平3年	聖武	11月、太政官処分すらく、「武官の医師・使部と左右馬監の馬医と仗帶する者との考選と、武官の解任とは、先例並に式部に属く。事に於て便あらず。今より以後、兵部をして掌らしめよ。・・・」といふ。 12月、大宰府をして始めて耆伎・対馬に医師を補せしむ。

表6

西暦	年号	天皇	事項
731	天平3年	聖武	12月、(詔)「・・・天下に大赦し、孝子・順孫、高年と鰥寡悽独との自存すること能はぬ者に賑給すべし。・・・」とのたまふ。
732	天平4年	聖武	7月、(詔)「・・・高年の徒と鰥寡悽独の自存すること能はぬ者には、仍て賑給を加へよ。・・・」とのたまふ。 8月、正三位藤原朝臣房前を東海・東山二道節度使とす。従三位多治比真人県守を山陰道節度使。従三位藤原朝臣宇合を西海道節度使。道別に判官四人、主典四人、医師一人、陰陽師一人。 10月、外従五位下物部韓国連広足を典薬頭。 11月、京と倭国との百姓年七十以上、鰥寡悽独の自存すること能はぬ者には綿給ふこと差有り。
733	天平5年	聖武	5月、(勅)「皇后枕席安からぬこと、已に年月を経たり。百方療治せども、その可なることを見ず。斯の煩苦を思ひて、寝と食とを忘る。天下に大赦して、この病を救済ふべし。・・・」とのたまふ。 9月、遠江国葵原郡の人君子部真塩女、一たびに三男を産みつ。 是の年、左右京と諸国と、飢ゑ疫する者衆し。並に賑貸を加ふ。
735	天平7年	聖武	5月、(勅)「・・・その京と畿内・二監との高年、鰥寡悽独、篤疾等の自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ。」とのたまふ。百歳以上には穀一石、八十以上は穀六斗、自餘は穀四斗。 8月、(勅)「如聞らく、「比日、大宰府に疫に死ぬる者多し」ときく。疫気を救ひ療して、民の命を済はむと思欲ふ」とのたまふ。是を以て、幣を彼部の神祇に奉り、民の為にみ祈らしむ。また、府の大寺と別国の諸寺とをして、金剛般若経を讀ましむ。仍て使を遣して疫民に賑給し、并せて湯薬を加へしむ。 8月、太宰府言さく、「管内の諸国に疫瘡大きに発り、百姓悉く臥しぬ。・・・」とまうす。 11月、(詔)「・・・高年百歳以上には穀三石を賜へ。九十以上は穀二石、八十以上は穀一石。・・・鰥寡悽独と篤疾の徒との、自存すること能はぬ者には、所在の官司、量りて賑恤を加へよ」とのたまふ。 是の歳、年頗る稔らず。夏より冬に至るまで、天下、豌豆瘡(俗に裳瘡と曰ふ)を患む。夭くして死ぬる者多し。
736	天平8年	聖武	7月、(詔)「比来、太上天皇、寢膳安からず。・・・京・畿内と七道の諸国との百姓、并せて僧尼の病有る者に、湯薬・食糧を給ふ。高年百歳以上に穀人ごとに四石、九十以上に三石、八十以上に二石、七十以上に一石。鰥寡悽独と、癩疾・篤疾との、自存すること能はぬ者には、所司量りて賑恤を加へよ」とのたまふ。 10月、太宰の管どれる諸国、公事稍く繁く、労役少からず。加以、去の冬疫瘡ありて、男女惣て因み、農事廢ること有りて五穀饒らず。

表7

西暦	年号	天皇	事項
737	天平9年	聖武	<p>正月、副使従六位下大伴宿禰三中、病に染みて京に入ること得ず。</p> <p>4月、大宰の管内の諸国、疫瘡時行りて百姓多く死ぬ。詔して、幣を部内の諸社に奉りて祈みらしめたまふ。また、貧疫の家を賑恤し、并せて湯薬を給ひて療さしむ。</p> <p>5月、(詔)「・・・高年の徒と、鰥寡悽独と、京内の僧尼・男女の疾に臥せるとの、自存すること能はぬ者に、量りて賑給を加へよ。・・・」とのたまふ。</p> <p>6月、朝を廢む。百官の官人疾に患へるを以てなり。</p> <p>7月、大倭・伊豆・若狭の三国の飢ゑ疫める百姓に賑給す。</p> <p>7月、伊賀・駿河・長門の三国の疫み飢ゑたる民に賑給す。</p> <p>7月、(詔)「比来、疫気多く発ること有るに縁りて、神祇を祈り祭れども猶可きこと得ず。而るに今、右大臣の身体に勞有りて、寢膳穩にあらず。朕以て惻隱む。天下に大赦してこの病苦を救ふべし・・・」とのたまふ。</p> <p>8月、四畿内・二監と七道の諸国との僧尼をして清浄沐浴せしむ。</p> <p>8月、(詔)「・・・また、春より已来、災気遽かに発り、天下の百姓死亡ぬること実に多く、百官人等も闕け卒ぬること少からず。良に朕が不徳に由りて、この災殃を致せり。・・・」とのたまふ。</p> <p>12月、皇太夫人藤原氏、皇后宮に就きて、僧正玄昉法師を見る。天皇も亦、皇后宮に幸したまふ。皇太夫人、幽憂に沈み久しく人事を廢むるが為に、天皇を誕れましてより會て相見えず。法師一たび見て慧然として開悟す。是に至りて適天皇と相見えたり。天下、慶び賀がぬは莫し。即ち、法師に緇一千匹、綿一千屯、糸一千鈞納、布一千端を施す。</p> <p>是の年の春、疫瘡大きに発る。初め筑紫より来りて夏を経て秋に渉る。公卿以下天下の百姓相継ぎて没死ぬること、勝げて計ふべからず。近き代より以来、これ有らず。</p>
739	天平11年	聖武	<p>2月、(詔)「皇后、寢膳安からずして、弥疲労を益せり。朕この苦を見て、情に甚だ惻隱む。天下に大赦して病患を救済ふべし。・・・癘疾の徒の自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ」とのたまふ。仍て長官をして親自ら慰問し、量りて湯薬を給はしむ。</p> <p>3月、(詔)「・・・孝子・順孫、高年と鰥寡悽独と、自存すること能はぬ者にと賑信給すべし。・・・」とのたまふ。</p>
740	天平12年	聖武	11月、伊勢国の高年の百姓百歳已下七十歳已上の者に大税を賜ふこと各差有り。
741	天平13年	聖武	3月、(詔)「・・・頃者、年穀豊かならず、疫瘡頻りに至る。・・・」とのたまふ。
744	天平16年	聖武	閏正月、安積親王、脚の病に縁りて桜井頓宮より還る。(翌日)薨しぬ。時に年十七。

表8

西暦	年号	天皇	事項
745	天平17年	聖武	9月、(勅)「朕、頃者、枕席安からず、稍く旬日に延く。以為るに、治道失有りて、民多く罪に罹るにあらむ。天下に大赦すべし。常赦の免さぬ所も咸く赦除せ。その年八十以上と、鰥寡悞独と、并せて疹疾の徒との自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ」とのたまふ。 9月、天皇、不豫したまふ。
746	天平18年	聖武	正月、右京の人、上部乙麻呂が妻、大辛刀自売、一たびに三女を産みつ。
747	天平19年	聖武	正月、(勅)「朕、寝膳和に違ひて、延きて歳月を経たり。己を顧み物を推しるに、尚矜み慈むべし。天下に大赦して、憂苦を救済すべし。・・・」とのたまふ。 4月、紀伊国疫早す。賑給す。 12月、(勅)「頃者、太上天皇枕席安からずして、稍く弦朔を経たり。医・薬の療治、効験を見さず。天下に大赦すべし。・・・」とのたまふ。
749	天平勝宝元年	孝謙	2月、石見国疫す。これに賑給す。
750	天平勝宝2年	孝謙	7月、摂津国の瓠玉大魚売、参河国の海直玉依売、一たびに三男を産みつ。
751	天平勝宝3年	孝謙	10月、(詔)「頃者、太上天皇枕席穩にあらず。・・・「苦を受くる雑類の衆生を救済へば、病を免れて年を延ぶ」といへり。是を以て、教に依りて天下に大赦す。・・・」とのたまふ。
752	天平勝宝4年	孝謙	正月、鰥寡悞独と貧窮・老疾との、自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ。 7月、下総国穴太部阿古売、一たびに二男、二女を産みつ。
753	天平勝宝5年	孝謙	4月、(詔)「頃者、皇太后、寝膳安からずして、稍く旬月に延く。医薬療治すと雖も、猶、平復せず。・・・天下に大赦すべし。・・・」とのたまふ。
754	天平勝宝6年	孝謙	正月、入唐副使従四位上大伴宿禰古磨来帰り。唐僧鑿真・法進ら八人随ひて帰朝す。 7月、(詔)「頃者、大皇太后、枕席安からずして、稍く旬月に延く。百方救療すれども、猶平復せず。・・・天下に大赦すべし。・・・」とのたまふ。
755	天平勝宝7歳	孝謙	10月、(勅)「太上天皇、枕席安からずして、寝膳宜しきに乖へり。・・・天下に大赦すべし。・・・鰥寡悞独と貧窮老疾との、自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へ、兼ねて湯薬を給ふ。・・・」とのたまふ。
756	天平勝宝8歳	孝謙	4月、(勅)「頃者、太上天皇、聖体不豫したまふ。漸く旬日に延きて、猶平復せず。・・・天下に大赦すべし。・・・鰥寡悞独と貧窮老疾との、自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へよ」とのたまふ。

表9

西暦	年号	天皇	事項
756	天平勝宝8歳	孝謙	<p>4月、医師・禪師・官人、各一人を左右京・四畿内に遣して、疹疾の徒を救療せしむ。</p> <p>5月、太上天皇、寝殿に崩りましぬ。</p> <p>5月、(勅)「禪師法栄は、立性清潔、持戒第一にして、甚だ能く看病す。此れに由りて、辺地に請して医薬に侍らしむ。太上天皇、験を得たまふこと多数にして、信重人に過ぎ、他の医を用ひたまはず。爾るに其れ閑水留め難く、鸞輿晏駕せり。禪師即ち誓はく、「永く人間を絶ちて山陵に侍り、大乘を転読して冥路を資け奉らむ」とちかふ。朕請う所に依り、敬ひて報徳を思ふ。俗を厭ひて真に帰するに、財物何ぞ富まさむ。出家して道を慕ふに、冠蓋何ぞ栄えあらむ。名を万代に流へて、後生の准則とするに若くは莫し。禪師の生まるる一郡を復して、遠年役ふこと勿かるべし」とのたまふ。</p> <p>5月、(勅)「先帝陛下の奉為に屈請せる看病の禪師一百廿六人は、当戸の課役を免すべし。但し、良弁・慈訓・安寛の三の法師は、並に父・母の両戸に及ぼせ。然してその限りは僧の身終るまで。また和上鑿真、小僧都良弁、花厳講師慈訓、大唐の僧法進、法華寺鎮慶俊、或は学業優富、或は戒律清浄にして、聖代の鎮護に堪え、玄徒の領袖と為り。加以、良弁・慈訓の二の大徳は、先帝不豫の日に当り、自ら心力を尽して昼夜に労働しき。これが徳に報いむと欲ふ、朕が懐極り罔し。和上・小僧都に大僧都を拝せしめ、花厳講師に小僧都を拝せしめ、法進・慶俊を並に律師に任すべし」とのたまふ。</p> <p>6月、太政官処分すらく、「太上天皇の供御の米・塩の類は、唐和上鑿真・禪師法栄の二人に充て、永く供養せしむべし」といふ。</p> <p>12月、是より先に恩勅有りて、京中の孤児を収集して衣糧を給ひて養はしむ。是に至りて、男九人、女一人人と成る。</p>
757	天平宝字元年	孝謙	<p>8月、(勅)「・・・天文・陰陽・暦・竿・医・針等の学は、国家の要とする所なり。並に公廩の田を置きて、諸生の供給に用ゐるべし。その大学寮に卅町、雅楽寮に十町、陰陽寮に十町、内薬司に八町、典薬寮に十町。」とのたまふ。</p> <p>10月、(勅)「如聞らく、「諸国の庸・調の脚夫、事畢りて郷に帰るとき、路遠くして粮絶ゆ」ときく。また、「行旅の病人を、親しく恤み養ふこと無く、飢死を免れむと欲て、口を鯛ひて生を仮る。並に途中に辛苦みて、遂に横斃を致す」ときく。朕、此を念ひて、深く憫矜を増す。京国の官司に仰せて、粮食・医薬を量り給ひ、勤めて檢校を加へ、本郷に至らしむべし。」とのたまふ。</p> <p>11月、(勅)「如聞らく、「頃年、諸国の博士・医師、多くその才に非ねども託請して選を得」ときく。唯に政を損ふのみに非ず、亦民に益無し。今より已後、更に然ること得ざれ。その講くべきは、経生は三経。伝生は三史。医生は大素・甲乙・脈経・本草。針生は素問・針経・明堂・脈決。・・・任せらるる後に、給はる公廩一年の分を、必ず、本、業を受くる師に送らしむべし。・・・」とのたまふ。</p> <p>12月、(勅)「普く疾病と貧乏との徒を救ひ養はむが為に、越前国の墾田一百町を永く山階寺の施薬院に施す。・・・」とのたまふ。</p>

表10

西暦	年号	天皇	事項
758	天平宝字2年	淳仁	<p>正月、(詔)「・・・使を八道に別ち、民苦を巡り問はしめ、務めて貧病を恤みて、飢寒を矜み救はしむ。・・・」とのたまふ。</p> <p>2月、(詔)「・・・頃者、民間宴集して動すれば違愆つこと有り。或は同惡相聚りて、濫に聖化を非り、或は酔乱して節無く、便ち鬭争を致す。理に抛りて論ふに甚だ道理に乖けり。今より已後、王公已下、供祭・療患を除く以外は、酒飲むこと得ざれ。・・・」とのたまふ。</p> <p>7月、(勅)「比来、皇太后、寝膳安からずして、稍く旬日を経たり。朕思ふに、年を延べ疾を済ふは、仁慈に若くは莫し。天下の諸国をして、今日より始めて今年十二月卅日に迄るまで、殺生を禁断せしむべし。・・・」とのたまふ。</p> <p>8月、「・・・薬院を建てて普く済ふ。弘願潜に運りて、悲田を設けて広く救ふ。・・・」</p> <p>8月、(詔)「・・・其れ大学生・医針生・曆竿生・天文生・陰陽生の、年廿五已上に位一階を授けよ。・・・」とのたまふ。</p> <p>9月、選叙令を案ふるに云はく、「凡そ職事官、患して百廿日を経て愈えずは解官せよ」といへり。</p> <p>11月、その明経・文章・明法・音・竿・医・針・陰陽・天文・曆・勤公・勤産・工巧・打射等の五十七人には、糸を人ごとに十絢賜ふ。</p>
760	天平宝字4年	淳仁	<p>3月、(詔)「比来、皇太后の御体不豫したまふ。天神地祇を祭る、諸の祝部等、各、その社にりて、聖体をして安穏平復せしめむことを欲ふべし。・・・」とのたまふ。</p> <p>3月、伊勢・近江・美濃・伯耆・石見・播磨・備中・備後・安藝・周防・紀伊・淡路・讃岐・伊豫等の一十五国疫す。これに賑給す。</p> <p>4月、志摩国疫す。これに賑給す。</p> <p>5月、(勅)「如聞らく、「頃者、疾疫流行りて、黎元飢ゑ苦しむ」ときく。天下の高年、鰥寡悽独、癯疾と疫病に臥す者とは、量りて賑恤を加ふべし。当道の巡察使と国司とは、患苦を親ら問ひて、賑給せよ。若し巡察使已に過ぐる処は、国司専当して賑給せよ。務めて恩旨に従へ」とのたまふ。</p> <p>6月、天平応真仁正皇太后崩りましぬ。・・・東大寺と天下の国分寺とを創建するは、本、太后の勅めし所なり。また、非田・施薬の両院を設けて、天下の飢ゑ病める徒を療し養す。・・・</p>
762	天平宝字6年	淳仁	<p>8月、陸奥国疫す。これに賑給す。</p>
763	天平宝字7年	淳仁	<p>4月、壹伎嶋疫す。これに賑給す。</p> <p>5月、大和上鑿真物化す。・・・和上諳に誦して多く雌黄を下す。また、諸の薬物を以て真偽を名かしむ。和上一一鼻を以て別つ。一つも錯失ること無し。聖武皇帝、これを師として戒を受けたまふ。皇太后の不念に及びて、進れる医薬、驗有り。・・・</p> <p>5月、伊賀国疫す。これに賑給す。</p> <p>6月、美濃国飢ゑぬ。撰津・山背の二国疫す。並にこれに賑給す。</p> <p>8月、(勅)「・・・疾疫ありて死亡せること数多なり。・・・」とのたまふ。</p> <p>9月、(勅)「疫死数多く、水旱時ならず。・・・」とのたまふ。</p>

表11

西暦	年号	天皇	事項
764	天平宝字8年	称徳	3月、志摩国疫す。これに賑給す。 4月、美作国飢ゑぬ。淡路国疫す。並びにこれに賑給す。 8月、山陽・南海の二道の諸国、旱して疫す。 8月、石見国疫す。これに賑給す。
765	天平神護元年	称徳	正月、(勅)「・・・また疫癘荐に臻りて、頻年稔らず。・・・」とのたまふ。
766	天平神護2年	称徳	5月、太政官奏して曰さく、「令に准ふるに、諸国の史生・博士・医師は、国大小と無く、一ら定数を立つ。・・・史生の員は国の大小に随ひて各等差有り。その博士は三四国を惣べて一人。医師は国毎に一人。今経術の道は業を成せる者寡くして、空しく職員を設け、擢でて取るに人乏し。・・・医師兼任することは更に新しき例を建てよ。・・・博士・医師の兼任の国は国別に格の外に二人を加へ置け。庶はくは、経術の士をして周遍く宣揚せしめ、功労の人をして普く霑潤を蒙らしめむことを」とまうす。 5月、太政官奏して曰さく、「・・・頻に旱と疫に遭へり。・・・」といふ。
767	神護景雲元年	称徳	8月、(詔)「・・・八十以上の老人と鰥寡孤独の自ら存ふこと能はぬ者とはは勅を賜ふ。・・・」とのたまふ。
770	宝亀元年	光仁	2月、天皇不念す。これを卜ふるに、破られし石崇を為すといふ。即ち復拾ひて浄地に置きて、人・馬をして踐ましめず。 6月、初め、天皇、由義宮に幸したまひてより後、不豫して月を経たり。 6月、疫神を京師の四隅と畿内の十堺とに祭らしむ。 6月、京師飢ゑ疫す。これに賑給す。 7月、但馬国疫す。これに賑給す。 8月、天皇、由義宮に幸したまひてより、便ち聖躬不豫するを覺えたまふ。
771	宝亀2年	光仁	2月、高野天皇不念したまふ時、道鏡、因て恩私に藉りて勢内外に振ふ。 3月、天下の諸国をして疫神を祭らしむ。 11月、その明経・文章・音博士・明法・箏術・医術・陰陽・天文・曆術・貨殖・恪勤・工巧・武士、惣て五十五人に、糸人ごとに十絢を賜ふ。 12月、大宰府言さく、「日向・大隅・薩摩と老伎・多檜等との博士・医師は、一たび任せられし後は身を終ふるまで替へず。所以に後生の学は業進まず。乞はくは、朝法に同じく八年に遷り替りて、干禄を示し永く後学を勧めむことを」とまうす。

表12

西暦	年号	天皇	事項
772	宝亀3年	光仁	<p>3月、禪師秀南・広達・延秀・延恵・首勇・清浄・法義・尊敬・永興・光信、或は持戒の称むるに足り、或は看病に声を著す。詔して、供養を充て、並にその身を終へしめたまふ。当時、称して十禪師とす。その後、闕ること有らば清行の者を択ひて補す。</p> <p>4月、「造薬師寺別当道鏡死す」とまうす。・・・宝字五年、保良に幸したまひしより、時看病に侍して稍く寵幸せらる。</p> <p>6月、讃岐国疫す。これに賑給す。</p>
773	宝亀4年	光仁	<p>5月、伊賀国疫す。医を遣して療しむ。</p> <p>7月、疫神を天下の諸国に祭らしむ。</p>
774	宝亀5年	光仁	<p>2月、一七日天下の諸国に読経せしむ。疫気を攘ふなり。</p> <p>3月、侍医外従五位下清岡連広嶋を兼丹後介とす。</p> <p>4月、(勅)「如聞らく、「天下の諸国に疾疫の者衆し。医療を加ふと雖も猶平復せず」ときく。・・・其れ摩訶般若波羅蜜は諸仏の母なり。天子これを念すれば、兵革災害は国の中に入らず。庶人これを念すれば、疾疫厲鬼は家の内に入らず。この慈悲に憑りて、彼の短折を救はむと思欲す。・・・陰陽序に叶ひて寒温気を調へ、国に疾疫の災無く、人をして天年の寿を遂げしめむことを。・・・」とのたまふ。</p> <p>6月、使を遣して疫神を畿内の諸国に祭らしむ。</p> <p>8月、疫神を五畿内に祭らしむ。</p>
776	宝亀7年	光仁	<p>閏8月、丹後国与謝郡の人采女部宅刀自女、一たびに三男を産めり。</p>
777	宝亀8年	光仁	<p>正月、従三位飯高宿禰諸高、年八十に登る。勅して、絁八十疋、糸八十絢、調布八十端、庸布八十段を賜ふ。</p> <p>2月、使を遣して、疫神を五畿内に祭らしむ。</p> <p>3月、都蒙が請に縁りて、黄金小一百両、水銀大一百両、金漆一缶、漆一缶、海石榴油一缶、水精の念珠四貫、檳榔扇十枚を加へ附く。</p> <p>6月、(勅)「大使今毛人、身病弥重くして途を進くに堪へず。・・・」とのたまふ。</p> <p>11月、天皇、不豫したまふ。</p> <p>12月、皇太子、不愈したまふ。使を遣して、幣を五畿内の諸社に奉らしむ。</p>
778	宝亀9年	光仁	<p>正月、朝を廢む。皇太子枕席安からぬを以てなり。</p> <p>3月、東大・西大・西隆の三寺に誦経せしむ。皇太子の寝膳、和に乖けるを以てなり。</p> <p>3月、(勅)「頃者、皇太子、病に沈みて安からず、稍く数月を経たり。医療を加ふと雖も、猶平復せず。如聞らく、「病を救ふ方は実に徳政に由り、命を延ぶる術は慈令に如くは莫し」ときく。宜しく天下に大赦すべし。・・・」とのたまふ。</p> <p>3月、大赦す。使を遣して、幣を伊勢神宮と天下の諸神とに奉らしむ。皇太子平けくあらぬを以てなり。また、畿内の諸界に疫神を祭らしむ。</p>

表13

西暦	年号	天皇	事項
778	宝亀9年	光仁	10月、皇太子、伊勢に向ひたまふ。是より先、皇太子、寝疾久しく平復したまはず。是に至りて、親ら神宮を拝みたまふ。宿 を賽ゆる所以なり。
779	宝亀10年	光仁	5月、太政官奏して曰さく、「謹みて令の条を検ぶるに、国大小と無く、国毎に、史生三人、博士・医師各一人を置く。神亀五年八月九日の格には、諸国の史生、大國に四人、上國に三人、中・下國に各二人。但し、博士は三四國を惣べて一人、医師は國毎に一人。また天平神護二年四月廿六日の格に云はく、「博士は國を惣ぶること一ら前の格に依り、医師兼任することは更に新しき例を建てよ。その史生は、博士・医師の兼任の國は國別に格の外に二人を加へ置け」といふ。・・・その博士・医師の國を兼ねることは、学生齋糧に勞み、病人救療に困まむ。望み請はくは、國毎に各一人を置き、並に六考を以て遷り替へしめ、今より以後、立てて恒式とせむことを。・・・」とまうす。 7月、時に上下豫にして已に累月を経。百川、憂色に形れて、医薬・祈 備に心力を尽す。
780	宝亀11年	光仁	3月、駿河國飢ゑ疫す。使を遣してこれに賑給せしむ。 4月、左京の人椋小長屋女、一たびに三男を産む。 5月、伊豆國疫し飢ゑぬ。これに賑給す。 12月、(勅)「如聞らく、「比來、無知の百姓、巫覡を構合ひて妄りに淫祀を崇め、蕪狗の設、符書の類、百方に怪を作して街路に ち溢る。事に託せて福を求め、還りて厭魅に渉る」ときく。・・・但し患有りて り祀る者は、京内に在るに非ずは許せ」とのたまふ。
781	天応元年	光仁	正月、(詔)「・・・天下の老人の百歳已上には粬三斛を賜ふ。九十已上には二斛。八十已上には一斛。鰥寡孤独の自存すること能はぬ者には、量りて賑恤を加へ、・・・」とのたまふ。 3月、(詔)「朕枕席安からぬこと稍く晦朔を移せり。医療を加ふと雖も未だ効驗有らず。天下に大赦すべし。・・・」とのたまふ。 4月、(詔)「・・・元來風の病に苦しびつ。身体安からず、復年も弥高く成りにて、餘命幾もあらず。・・・」とのたまふ。 10月、下総國葛飾郡の人孔王部美努久咩、一たびに三兒を産めり。